

(追加) 注 意 事 項(千葉県学事課より)

区分D (別紙、案内文書「就学支援金・臨時支援金 申請手続きの流れ」を参照)に該当される方へ

e-Shienでの申請時に自己情報(マイナポータル)を使用して情報抽出される方は、高等学校等就学支援金オンライン申請システムe-Shien申請者向け利用マニュアル【 ②新規申請編 P.14 】に記載のある申請情報内の

申請日を必ず“2025年7月1日”にしてください

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録(収入状況取得)画面(1/9)

認定申請登録(収入状況取得)

1 2 3
生徒情報入力 学校情報入力 保護者等

申請情報

1 2022年01月24日

申請日

受給資格認定申請を申請する日を入力してください。
ただし、入学前に申請を行う場合、在学期間(入学日)を入力してください。

手順

1 申請日をカレンダーから選択します。ただし、7月分の申請を6月以前に行う場合は、「7/1」を設定してください。

2 個人番号カードをスマートフォン又はICカードリーダライタにかざし、「個人番号カード事前チェック」ボタンをクリックします。

15ページへ

補足

自己情報で入力する場合の申請日について、申請日を2025年7月1日と設定することで、就学支援金の適用年月が7月からと認定されます。

申請日(月)	適用年月	正誤	
2025年7月1日	7月	○	就学支援金が7月分より認定(審査)されます
2025年8月1日	8月	×	就学支援金が8月分より認定(審査)されます
2025年9月1日	9月	×	就学支援金が9月分より認定(審査)されます

申請日が誤っていることが多く、再提出又は提出されたデータを学校側で修正すると、自己情報(マイナポータル)で取得した税額等が消える可能性がありますので、必ず、保護者側で申請時のシステム操作時に申請日を修正(確認)していただきますようご注意ください。